

2023.9.1

## 令和6年度入園

学校法人誠華学園

葛城市小規模保育園

新庄せいかナーサリー

# 募集要項



## ○入園資格と募集人数

下記の期間に出生した乳幼児で年齢相応の発達をされ、当園の教育方針にご賛同頂ける方で園が入園決定したものの。

| 年齢  | 入園資格              | 募集人数 |
|-----|-------------------|------|
| 0歳児 | 令和5年4月2日～令和6年4月1日 | 3名   |
| 1歳児 | 令和4年4月2日～令和5年4月1日 | 7名   |
| 2歳児 | 令和3年4月2日～令和4年4月1日 | 数名   |

- ・ただし生後3ヶ月以上のお子様に限ります。
- ・3歳児クラスからは、**連携施設**として**公立保育施設・當麻せいか子ども園**をご案内いたします。1・2歳児での當麻せいか子ども園への進級希望に関しては、定員の空きがある場合、優先的に入園していただけます

## ○願書(申込書)提出について

3号認定願書(申込書)受付期間は、葛城市ホームページ又は葛城市役所こども未来課にお問い合わせください。受付場所は、新庄せいかナーサリーになります。

## ○保育時間について

| 認定区分 | 年齢                             | 年間保育日数      | 保育時間   | 長期休暇  |
|------|--------------------------------|-------------|--|-------|
| 3号認定 | 0歳～2歳児クラスで、保護者の就労などにより、保育が必要な方 | 290日程度の保育日数 | 平日 7:30～18:30 (保育標準時間)<br>平日 8:00～16:00 (保育短時間)<br>土曜日 7:30～14:00 (給食あり) | 年末年始等 |

- ・お盆期間中は、その期間の勤務証明書を提出して頂いた方のみ保育を行います。
- ・年末年始(12月29日～1月3日)と創立記念日等が家庭保育協力日となります。
- ・土曜日を利用する場合は**土曜勤務証明**が必要です。
- ・育児休暇中で保育短時間認定を受けられた方は、**平日：8時～16時(土曜日は8時～14時)**までの保育です。

## ○毎月の保育料について

毎月の利用料 = ①保育料 + ②諸費用

|                  | 0歳児                | 1歳児                | 2歳児                |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 保育料              | ※1                 | ※1                 | ※1                 |
| 施設・環境充実費         | ¥2,030             | ¥2,090             | ¥3,480             |
| 教育充実費            | ¥1,740             | ¥1,740             | ¥2,910             |
| 布団リース代※2         | ¥2,750             | ¥2,750             | ¥2,750             |
| おむつお届け<br>定額サービス | ¥3,278             | —                  | —                  |
| <b>合計</b>        | <b>¥9,798 + ※1</b> | <b>¥6,580 + ※1</b> | <b>¥9,140 + ※1</b> |

※1 保育料は世帯収入により変わります。葛城市のホームページをご確認ください。

※2 布団はリースになりますので、ご家庭から持ってきていただく必要はございません。

※資材の高騰などの影響で諸費用の金額を変更する場合がございます。

## ○問い合わせ先



保育内容のご質問・せいか幼稚園マミールーム参加をご希望の方は園まで  
ご連絡下さい。

TEL：0745-77-8900（せいか幼稚園 事務室）

または

お問合せフォーム：<http://www.seikayouchien.ed.jp/form.html>

## ○よくある質問と答え（Q & A）

| 質 問   | 答 え   |
|---|---|
| 保育料がいくらか知りたいです。                                     | 各世帯の収入によって変わりますので、各市町村にお尋ね下さい。その際毎年6月前後に役所、または会社から渡される市民県民税の普通徴収・特別徴収税額決定の通知書を世帯人数分を持参ください。 |
| 所得の階層区分は前年度の所得で決まりますか？                              | 4月～8月の保育料は前々年度、9月～3月は前年度の収入で決まりますので年度途中の9月から保育料が変わる場合がございます。                                |
| 1号認定で入園している子（第1子）がいますが、第2子を3号認定で入園させると保育料は半額になりますか？ | はい。認定区分が上のお子様と下のお子様で違っていても問題ありません。この場合、下のお子様は3号認定子どもの第2子ですので、保育料は半額になります。                   |
| 食物アレルギーなのですが、給食対応はどのようにしてもらえますか？                    | 入園前に医師診断記入の「食物アレルギー指示書」ご提出いただき、アレルゲン食物の除去した給食を提供いたします。ただし、小麦粉のアナフィラキシー有のお子様については給食提供ができません。 |

